

滋 最 特 対 第 5 7 号
平成 24 年(2012 年)9 月 2 6 日

北尾団地自治会
会長

様

滋賀県知事 嘉田由紀子

旧 R D 最終処分場二次対策工事实施に当たっての貴自治会からの
要望事項について (回答)

平素は、滋賀県の廃棄物行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 9 月 2 0 日付けで貴自治会からいただきました旧 R D 最終処分場二次対策工事实施にかかる要望事項について、下記のとおり回答します。

R D 最終処分場問題の一日も早い解決に向け、県としてもできる限り努力してまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 周辺環境対策について

工事を実施するにあたっては、廃棄物土の選別施設を屋内に設置する等、臭気、粉じん、振動、騒音等による周辺環境への影響の低減に努めるとともに周辺環境モニタリングを行います。

また、二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、県、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する(仮称) R D 最終処分場問題連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する考えであり、周辺環境モニタリング結果に異状が認められた場合は、直ちに連絡協議会に連絡して対策等を協議し、速やかに対策を講じます。

2 事故、障害等が発生した場合の措置について

不測の事故や障害等が発生した場合は、直ちに連絡協議会に連絡して対策等を協議し、速やかに対策を講じます。

3 工事完了後の環境モニタリングについて

工事完了後のモニタリングは、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施します。

またモニタリング結果を速やかに提供します。

4 土地の県有地化について

旧RD最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図り、将来にわたって県が責任を持ちます。

以上